

1. (別紙1)

かみいち総合病院医事事務業務委託仕様書

- 1 契約期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 2 業務の履行場所 富山県中新川郡上市町法音寺51番地 かみいち総合病院
- 3 勤務を要する日 次に掲げる日を除く日とする。但し、甲乙が協議の上、定めた日についてはこの限りではない。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
- 4 勤務時間 外来窓口業務は午前8時15分から午後5時00分まで
入院及び外来計算業務は午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 委託業務の範囲及び内容

(1) 外来に関する業務	
ア 各科窓口業務	(1) 受診受付（予防接種、妊産婦健診、乳児健診、学校検診等の受付を含む。） (2) 外来基本伝票の出力 (3) 問診表の記入依頼 (4) 健康保険証の確認及びコピー (5) 個人票の作成 (6) 外来基本伝票と診察券とのマッチング (7) 電話対応 (8) 来院患者の対応 (9) 書類記載申込書の記入（生命保険等） (10) 書類作成・医師への作成依頼 (11) 作成書類の患者への連絡及び受渡し (12) 書類のデータ取込み及びスポットファイルへの綴込み・診療情報管理室への搬送 (13) オンライン資格確認システムによる保険情報の確認
イ 計算受付業務	(1) 外来基本伝票のオーダー取込み及び計算 (2) 外来患者に係る診療報酬算定データの作成、修正、オーダー取込み、入力（電子カルテ及び伝票）

	(3) 患者情報のコンピュータ入力 (4) 指導料等の確認 (5) 老健・特養入所者に係る収納担当者への連絡 (6) 院外処方箋の健康保険証番号の確認 (7) 請求書・明細書の発行
ウ 初診受付業務	(1) 初診患者の受付・登録 (2) 患者に対する病院施設の案内・問い合わせ等の対応 (3) 受診患者の健康保険証情報の確認・入力 (4) 当直時診療分の入力・請求書の発行 (5) 生活保護関連書類の作成・送付 (6) 自費レセプトの管理・確認
エ フロアサービス業務	(1) 各科窓口業務の支援 (2) 患者への案内業務 (3) 患者応対・声掛け (4) 入院説明 (5) 定期外来巡回（1日2回以上の外来診療の待ち状況の確認及びその応対） (6) 患者サポートカンファレンス業務
(2) 入院に関する業務	
ア 入院案内	(1) 入院案内の説明 (2) 健康保険証及び必要書類の確認 (3) 入院印刷物在庫管理及び補充
イ 計算・請求等事務	(1) 入院患者情報の把握・整理、保険、公費請求 (2) 入院患者に係る診療報酬算定データの作成、修正、オーダー取込み、入力（電子カルテ及び伝票） (3) 入院診療費一部負担金の請求、修正、還付計算 (4) 入院診療報酬請求業務（レセプト作成、点検修正、集計、返戻処理、減点対応及び再審査請求） (5) 請求書渡し（郵送）

	(6) 医療費支払の相談受付 (7) 病棟個室電話料請求 (8) 診療報酬明細書請求業務総集計（国保・支払基金） (9) D P C コーディング (10) 様式 1 調査データの入力、点検、修正、補記及び I C D コーディング (11) データのエラーチェック及びエラー修正
ウ 在宅診療	(1) 訪問診療に関する計算事務 (2) 在宅酸素に関する計算事務
(3) 診療報酬明細書点検業務	
ア 外来点検業務	(1) 診療報酬明細書の点検（外来全科分） (2) 医師等への疑義照会 (3) 担当医師への病名記載の依頼 (4) 点検後の修正入力 (5) 返戻・月遅れレセプトの修正 (6) 返戻・減点分析（診療報酬検討委員会出席含む） (7) 当月レセプトデータの作成 (8) 返戻再請求レセプトの集計・総括表の作成 (9) 当月レセプトデータの伝送 (10) 当月レセプトデータの光磁気ディスクへの保存
イ 入院点検業務	(1) レセプトデータチェック表の作成（入院全科分） (2) 当月レセプトデータの作成 (3) 返戻再請求レセプトの集計・総括表の作成 (4) 当月レセプトデータ伝送

6 1月の診療報酬明細書点検に係る概数 外来 約5,000件

入院 約 80 件

7 業務に支障をきたさない必要人数を配置

8 設備、物品等の利用

(1) 業務場所

- (2) 休憩室及び更衣室
- (3) 業務に必要な操作機器
- (4) 業務に必要な用紙類
- (5) 業務に必要な事務用品（筆記用具等除く。）

9 その他

- (1) 医療事務経験 3 年以上の者を業務責任者として、1 人以上配置すること。
- (2) 委託業務従事者の技能維持・向上のため、接遇研修、診療報酬の知識向上のための研修会等を年 4 回以上実施し、その結果を病院に報告し、検証すること。
- (3) 診療報酬に関しては、その精度調査を年 1 回以上実施し、委託者に書面にて報告すること。
- (4) その他業務改善が図られるよう受託者独自の取組みの実施に努めること。
- (5) 病院からの要望について、協議の上適切に対応すること。

以上